⌒・・・・・・・・・・・・*⌒*

▼△　公道の７割！　生活道路は法定速度 30km/h へ△▼

⌒・・・・・・・・・・・・*⌒*

突然ですが、スピード違反に関するクイズです。

「住宅街の道幅が狭い生活道路を、時速 60km で走り抜ける車がいました。道路標識や道路標示はありません。このドライバーはスピード違反になるでしょうか？」

正解は「スピード違反にならない」です。

現在の法令では、道路標識などがなければ、道幅が狭い生活道路でも、「60km/h で走った」という事実だけではスピード違反にはなりません。なぜなら、一般道路の法定速度は 60km/h だからです。
現在の道路交通法が施行されたのは 1960 年ですが、それ以前から一般道路における自動車の法定速度の上限は 60km/h と定められていました。車種によって若干の変遷はあるものの、この上限は現在まで変わっていません。

しかし、生活道路では歩行中や自転車乗用中に死傷した人の割合が高い傾向にあることから、2026 年 9 月から、主に道幅 5.5m 未満の生活道路における自動車の法定速度が 30km/h に引き下げられることになりました。こうした道路は、全国の国道・都道府県道・市町村道のうち、およそ 7 割を占めています。それだけに、今回の法定速度の見直しは私たちの身近な交通ルールを大きく変えるものといえるでしょう。

これまでも、区域を定めて最高速度を 30km/h に規制する「ゾーン 30」などの取組みが進められてきました。ただ、すべての生活道路に道路標識などを設置することは現実的ではないため、今回、法定速度そのものを引き下げることとなりました。

なぜ 30km/h なのかというと、過去の調査で、自動車の速度と死亡事故との関係を分析した結果、速度が 30km/h を超えると歩行者の致死率が急激に高まることが明らかになっているからです。
こうした知見を踏まえ、生活道路における自動車の法定速度は 30km/h とされました。

■生活道路とは？
今回の引下げの対象となる生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない、主に「道幅 5.5m 未満の道路」です。
「中央線」がある道路や「複数の車線」がある道路、あるいは「中央分離帯や柵、植え込みなどによって対向車線と分離されている道路」については、これまでどおり法定速度は 60km/h のままです。

さて、クイズその２です。
9 月 1 日以降、いつも通る中央線などがない道路で、道路標識により最高速度が 40km/h と指定されている道路の最高速度は何 km/h でしょう？

答えは……40km/h です。

ポイントは、「道路標識の指示が優先される」ということです。
道路標識や道路標示で最高速度が決められている場合は、法定速度よりも、そちらが優先されます。

ただし、それはあくまでも「出してもいい速度の上限」です。実際には、制限速度の範囲内であっても、道路の状況や天候、視界などを考慮し、安全な速度で走ることが大切です。
自動車を運転する際、道路標識などがない場合には、中央線などがあるかどうかに着目してください。そして、それがなければ法定速度は 30km/h となります。

■一発免停も
これまでなら免停にならなかった速度でも、9 月 1 日以降は一発で免停となるケースがあります。

法令では、30km/h 以上のスピード超過は違反点数 6 点となっています。
このため、9 月 1 日以降、法定速度 30km/h の生活道路を 60km/h 以上 80km/h 未満で走行して摘発された場合は、違反点数 6 点、前歴がなければ 30 日間の免許停止処分の対象となります※。
さらに、いわゆる「赤切符」の対象となり、刑事処分として 6 か月以下の拘禁刑または 10 万円以下の罰金が科される可能性があります。
（※80km/h 以上で走行した場合は、50km/h 以上の速度超過となり、違反点数 12 点、前歴がなければ 90 日間の免許停止処分の対象）。

しかし、大切なのは「速度を守ること」だけではありません。
「生活道路は人が優先」という意識を持ち、その道を利用する人を思いやることが何より重要です。
生活道路は、子どもや高齢者も日常的に使う場所です。
いつもの道こそ、「ゆっくり」「安全に」を意識して運転してみてください。

以上